

中間とりまとめ

令和 7 年 11 月
農業再生協議会に関する研究会
「令和 9 年度以降の政策に向けて」

農業再生協議会に関する研究会「令和9年度以降の政策に向けて」

中間とりまとめ

目次

1. はじめに ······	3
2. 令和9年度以降の政策の在り方をめぐる論点 ······	4
(1) 水田政策の根本的見直しをめぐる論点 ······	4
(2) 令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めないことをめぐる論点 ······	7
(3) 水田・畠にかかわらない支援をめぐる論点 ······	8
(4) いわゆる「生産の目安」等をめぐる論点 ······	10
(5) 制度上のスケジュールをめぐる論点 ······	12
(6) 農業再生協議会の事務量をめぐる論点 ······	13
(7) 農業再生協議会の活動にかかる財源をめぐる論点 ······	14
(8) 農業再生協議会の法的位置づけをめぐる論点 ······	16
3. 根本的な政策見直しを進めるプロセスの在り方の検討について ······	20
4. 水田・畠にかかわらない支援の在り方の検討について ······	21
5. 制度設計におけるスケジュールの在り方の検討について ······	23
6. 農業再生協議会の情報管理体制の在り方の検討について ······	25
7. 農業再生協議会の事務量と活動財源の在り方の検討について ······	27
8. 農業再生協議会の法的位置づけと活動の公正性・透明性の担保の在り方の検討について ······	28
〈参考1〉 農業再生協議会に関する研究会について ······	33
〈参考2〉 研究会「令和9年度以降の政策に向けて」開催実績 ······	34
〈参考3〉 第1回から第9回までの開催実績 ······	35

※本とりまとめは、あくまで、農業再生協議会に関する研究会の参加者によって、現時点での課題及び考えられる検討の方向性等を中間整理したものである。今後、幅広い関係者の意見を丁寧に聴取の上で、政府としての方針が定められ、それに基づいた具体的な検討が早急に進められることを期待する。

1. はじめに

- ・本研究会は、農林水産省「水田政策の見直しの方向性について（概要）」（令和7年1月31日発表）並びに食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）に示された水田政策の見直しの方向性を踏まえ、令和9年度以降の政策について、令和7年4月以降、合計8回にわたり、議論を重ねてきた。
- ・「令和9年度以降の政策の在り方」、「根本的な政策見直しを進めるプロセス」、「水田・畠にかかわらない支援」、「制度設計におけるスケジュール」、「農業再生協議会の情報管理体制」、「農業再生協議会の事務量と活動財源」、「農業再生協議会の法的位置づけと活動の公正性・透明性の担保」の検討の方向性については、本中間とりまとめに示した通りである。
- ・今後の政策見直しのプロセス等において、本中間とりまとめで示した方向性を踏まえた制度が構築されることにより、将来にわたって安定運営できる政策の確立、もって、我が国の「食料の安定供給の確保」、「農業の有する多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」につながっていくことを期待する。
- ・なお、本中間とりまとめで示した方向性は、現時点のものであり、今後の環境変化等を踏まえ、適時適切に検証が行われることを期待する。

2. 令和9年度以降の政策の在り方をめぐる論点

- ・農業再生協議会は、現行政策において、経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業及び畑地化促進事業等の推進活動等の実施主体とされている（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（農林水産事務次官依命通知制定平成27年4月9日付け26 経営第3569号、一部改正令和7年4月1日付け6農産第5166号））。また、農業再生協議会は、水田農業推進協議会、担い手育成総合支援協議会、耕作放棄地対策協議会を整理・統合することを基本として設立が促された経緯がある（農業者戸別所得補償制度実施要綱（農林水産事務次官依命通知平成23年4月1日22 経営第7133号））。こうした状況および経緯より、農業再生協議会は、米政策、水田政策に限らず、農業政策、地域営農、国民の食料供給に深くかかわっている。
- ・農林水産省「水田政策の見直しの方向性について（概要）」（令和7年1月31日発表）並びに食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）に示された水田政策の見直しでは、さまざまな提示がある。このうち、農業再生協議会としてとくに大きくかかわる点を中心に、るべき制度の構築に向けて、8つの論点から議論を行った。

（1）水田政策の根本的見直しをめぐる論点

- ・農林水産省「水田政策の見直しの方向性について（概要）」（令和7年1月31日発表）並びに食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）に示された水田政策の見直しでは、「水田活用の直接支払交付金」、米、飼料作物、麦、大豆、有機、農地の集約化、中山間地域等直接支払、多面的機能支払、ス

マート技術の活用等、多岐にわたって方向性が示されている。これらは、いずれも農業再生協議会に深く関わるものである。とりわけ、「水田活用の直接支払交付金」の見直しが、農業再生協議会にとって影響が大きいと予想される。

- ・現行の「水田活用の直接支払交付金」は、農業分野における他の直接支払制度と比較して最も多額の予算が措置されている事業にもかかわらず、政策評価や事後点検等の議論は公開されておらず、政策決定や制度変更の経過が不透明である。
- ・農業再生協議会は、予算成立前に生産現場に丁寧に制度を周知する責任がある。しかしながら、「水田活用の直接支払交付金」等に関して、頻繁に行われる制度変更の意図や議論の経過を十分に知ることができないために、説明が十分でなかつたり、地域差、担当者の認識差などが生じて不均一になつたりする事が常態化しているケースが少なくない。
- ・「水田活用の直接支払交付金」は、10年以上にわたって同一の事業として実施されているものの、「水田フル活用」の語義をはじめ、政策目的が徐々に変質した。政策決定の透明性を欠いたまま、政策目的を変質させ、長年にわたって事業を継続してきたことは、いわゆる「令和の米騒動」において「実質的な減反政策」という国民からの嫌疑が生じた一因となつたとも考えられうる。
- ・とくに、令和4年度に「水田活用の直接支払交付金」に関して行われた、「5年水張りの要件」や「飼料用米複数年契約助成削減」、「多年生牧草単価」等のような制度変更は、生産現場に大きな悪影響を与えるにもかかわらず、ほとんど前触れなく唐突に制度変更が決定・実行された。見直しの背景や議論の経過も不透明であり、農業再生協議会としては、生産現場への説明が困難であった。

- ・「5年水張りの要件」の実施に併せて行われた農林水産省による「現場の課題」の収集は、事前の課題収集ではなく、事後的な課題の評価という性格であった。「5年水張りの要件」をめぐる関係団体の要望陳情、専門家の政策評価分析は事後的にしか行えないものであり、「5年水張りの要件」による制度変更がもたらす悪影響が現実に起こってしまうことを未然に防げなかった。
- ・「5年水張りの要件」では、定量的な基準は示されず、湛水管理や連作障害などの確認基準は農業再生協議会に一任された。これにより、妥当な基準や確認手法の検討が困難であった。農業再生協議会ごとにマンパワーが違うため、十分な説明や公平な基準設定ができていたか疑問が残る。とくに、「水張り」情報の記録管理が困難であった。そもそも、水田台帳は全ての水田の耕作情報やその履歴を網羅するものではないため（「水張り」情報は、営農計画書や水稻生産実施計画書から得るほかなく、これらから漏れた耕作情報は把握できない状況である）、「5年水張りの要件」は、制度上の水田台帳の機能を超えた情報管理を求めるものであった。
- ・以上のとおり、水田政策のうち、とくに「水田活用の直接支払交付金」等は、政策決定や制度変更の経過が不透明であるほか、近年では「5年水張りの要件」をめぐる混乱をみた。令和9年度の水田政策の根本的見直しにおいても、その政策決定や制度変更の経過が不透明であるほか、「5年水張りの要件」のように政策の影響や実施可能性の検証を行わず、唐突に制度変更が決定・実行された場合には、農業再生協議会としては、生産現場への説明が困難な事態や、情報管理等において適切な処理を行うことが困難な事態が生じる可能性がある。この結果として、政策推進において、地域差や担当者の認識差等が生じ、農業経営体をとりまく制度的環境が不均一となり、不公平感の助長につながること

とが助長されることが危惧される。

(2) 令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めないことをめぐる論点

- ・「5年水張りの要件」をめぐる問題点を検証することで、農業再生協議会の体制が抱える制度的欠陥が明らかになる可能性がある。また、「5年水張りの要件」を求める場合でも、令和4～8年度における「5年水張りの要件」は有効であり、その結果として、令和9年度以降の制度においても令和4～8年度の水田利活用の実績が制度運営や農業再生協議会が保管すべき情報に影響を与えると考えられる。
- ・令和7年に「5年水張りの要件」の基準について大幅な緩和が行われたが、緩和前の基準を受けて、農業経営体が令和4～7年度に何らかの不可逆的な経営判断を行った場合の損失等についての適切な対応が必要である。不可逆的な経営判断とは、たとえば、実態として確認されたものとして、「5年水張りの要件」が続くことを前提に行われた農地の賃貸借等の契約解消や、飼料作物等の生産・利用の契約解消、稲WCSの生産増加を見込んだコントラクターにおける設備投資等がある。
- ・「5年水張りの要件」の実施と廃止の措置をめぐり、令和4～7年度の水田の様態ごとの制度対応が不明瞭となっていたり、地域差が生じていたりする可能性がある。このことは、「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」等の基準において、経営間や地域間での不公平感を生じさせることが危惧される。
- ・「5年水張りの要件」は、畠地化の推進につながった面がある。一方、令和6年、令和7年においては、米価高騰のほか、石破茂内閣総理大臣や小泉進次郎

農林水産大臣による米増産のアナウンス等もあったことにより、畠地化した田で主食用米を生産したいという農業者の意見も聞かれた。また、実際に水稻作付した場合には、農業経営体、土地改良区等について畠地化促進事業等に関する交付金返還の義務が生じると考えられる。一連の政策に一貫性がない中で、農業経営体のみに判断の結果責任を強いることになり、心情的に理解を得られにくいと思われる。

（3）水田・畠にかかわらない支援をめぐる論点

- ・農業再生協議会は、水田農業推進協議会、担い手育成総合支援協議会、耕作放棄地対策協議会等の統合が政策的に促され、全国各地で設立された。また、経営所得安定対策等の推進において地目にかかわらず農地にかかわりをもつ団体である。しかしながら、農業再生協議会の活動財源や人員が限られることもあり、水田政策の推進、とくに生産調整の推進が活動の中心となっている協議会が多い実情がある。このため、畠地も対象に含めた政策の推進を、全ての農業再生協議会で円滑に実施できるとは考えにくい。
- ・水田・畠にかかわらない支援の実施は、台帳等の記載情報の管理や現地確認、これらに伴う事務作業等の負担の増大をもたらすと予想される。急激な制度変更は、事務対応に係る負担の増大や、推進活動や要件確認等に必要となる経費の増大をもたらすと考えられる。とりわけ、町村では、農業再生協議会の事務を1人でこなしていたり、産業課等、農業以外の産業分野も含めて担当する行政職員が1人で農業再生協議会の事務処理を行っていたりするケースも珍しくない。このため、事務処理等の負担の急増を伴う政策見直しによって、現時点の農業再生協議会の事務員の人数や、運営にかかる処理能力、推進事業費の金額水準等で実施できる活動範囲を超えた負担をもたらす可能性がある。

- ・実態として、日本国内の全ての農地について、精確な情報が整理できていない可能性がある。農業委員会等の台帳は存在するものの、経営所得安定対策等への活用を考えた際には、情報の精緻で適切な整合には課題が生じる場合があると考えられる。こうした実態を踏まえずに制度が運用された場合、農地に関する情報の活用をめぐって現場に混乱が起きることが危惧される。また、地域ごとの情報の整理状況の差異が、制度的環境の不公平につながれば、制度全体からみて適切な政策効果が得られないことが危惧される。
- ・農林水産省「水田政策の見直しの方向性について（概要）」（令和7年1月31日発表）並びに食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）に示された水田政策の見直しの方向性にあるように、見直し後の政策は「地域農業経営基盤強化促進計画」（地域計画）との連動を重要視しているように思える。一方、「地域農業経営基盤強化促進計画」（地域計画）では作物の明示までは必須ではない。このため、「地域農業経営基盤強化促進計画」（地域計画）と水田政策を連携させた上で、水田・畑にかかわりなく生産性向上に向けた支援をする場合には、「地域農業経営基盤強化促進計画」（地域計画）に作物情報を加える必要や、水田収益力強化ビジョンとの連動・統合した取り組みが課題となる。なお、「地域農業経営基盤強化促進計画」（地域計画）は、基本的に農業振興地域内の農用地を対象としており、全農地を対象としていない。このため、当該農地を含む「地域農業経営基盤強化促進計画」（地域計画）の策定の有無によって、農地ごとに支援が不均一になることも予想される。これについて政策見直しの際には一定の見解が示される必要がある。さらに、「地域農業経営基盤強化促進計画」（地域計画）の地理的範囲は、水田収益力強化ビジョンよりも小規模であるほか、計画ごとに規模が異なるため、水田収益力強化ビジョンの策定を継続する場合には連動が困難な場面が生じる可能性が危惧される

ことを十分考慮した推進の在り方が求められる。

- ・水田・畑にかかわりなく生産性向上に向けた支援をするととの方向性が示されている。支援対象の拡大に見合った支援の拡充が行われない場合、現行の支援水準よりも支援が手薄となる農地や取り組みが発生する可能性が懸念される。とくに、急激な制度変更に伴う担い手農家への悪影響が危惧される。
- ・生産性向上に向けた支援をするととの方向性について、現行のコメ市場開拓等促進事業・畑作物産地形成促進事業（旧水田リノベーション事業）のような細かな技術的取り組みが要件となった場合、対象者が拡大することで新たに地域差や圃場条件差などによって不公平となる問題が発生したり、個々の取組履行確認が膨大になる可能性があり、現実的には対応が難しい支援策となる可能性がある。

（4）いわゆる「生産の目安」等をめぐる論点

- ・「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（食糧法）第2節第1款（生産調整方針）では、生産調整方針において、方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の「生産数量目標」の設定方針を記載することとされている。一方、平成30年産以降、各都道府県や地域が独自に算定するいわゆる「生産の目安」は、地域ごとに算定方法や推進方法が多様であるほか、国の需給見通しとの整合性も不明瞭である。
- ・「生産の目安」等は、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（食糧法）上に直接根拠となる条文がないほか、「生産の目安」等と「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（食糧法）第5条が定める「生産数量目標」との

関係性や、現行政策下における「生産数量目標」の解釈について、国は明確に示していない。

- ・平成 30 年の米政策の見直しにより、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の第 1 「米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針」では、平成 29 年 11 月と令和 2 年 7 月に「生産の目安」の根拠となりうる文面が盛り込まれて令和 7 年に至ったが、令和 7 年 7 月 30 日に削除されたことで、「生産の目安」の設定をめぐる根拠の不透明さが増した。
- ・地域差があるが、全国的な傾向として平成 30 年産以降は、直接的な法的根拠をもたない農業再生協議会と「生産の目安」による生産調整が推進されていると考えられる。こうした中、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（食糧法）が定める、国、認定生産調整方針作成者、生産数量目標による取組が行われなくなった地域が存在する可能性が考えられる。実際に、「生産調整方針認定申請書」が、保存期間経過により既に廃棄され、調整方針の内容が確認できないものもある県が存在する。こうした状況から、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（食糧法）が定める生産調整方針について、国の監視や指導は行われていない可能性と、生産調整方針が有名無実化している可能性が考えられる。
- ・平成 30 年産以降、米の生産調整に関して、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（食糧法）に位置付けられた国や生産調整方針作成者の役割が希薄になる一方で、法的根拠が希薄なまま、農業再生協議会が実施主体に位置付けられている状況となっている。こうした中、いわゆる「令和の米騒動」では、一部で「生産の目安」や農業再生協議会の取組が批判される事態もあった。たとえば、令和 7 年 3 月 21 日食料・農業・農村政策審議会企画部会では、「自ら

の経営判断による需要に応じた生産は、自らの判断であれば、それは合理的な、事業のあり方だと思うが、市町村単位で地域農業再生委員会が米の生産数量や作付面積を割り当てるような生産管理の文書を送るのは、農家自らの経営判断ではない。今後はこのようなことが無いように、農水省としても指導して欲しい」との発言があった。

- ・国の生産数量目標の配分がなくなり、生産量見通しを順守させる政策的、制度的インセンティブが基本的ない中で、主産県での増産、主産県以外での減産など米産地の偏在化が進んでいる。他方、農業再生協議会には、地域農業再生協議会、都道府県農業再生協議会はあるものの、全国組織がなく、都道府県ごとの独自の取組の相互調整を行う機能がない状況にある。
- ・今後、政府備蓄米の運用方針の見直しを含めて、国が価格形成や流通量に関与していくのであれば、地域や県ごとに生産段階での需給調整を推進する合理性が希薄になる可能性がある。

（5）制度上のスケジュールをめぐる論点

- ・「水田活用の直接支払交付金」に関する事務手続きのスケジュールは、農林水産事務次官依命通知「経営所得安定対策等実施要綱」、農林水産事務次官依命通知「経営所得安定対策等推進事業実施要綱」、農林水産省総合食料局長から地方農政局長、北海道農政事務所長、国土交通省北海道開発局長、沖縄総合事務局長、都道府県知事、関係団体の長あて「生産調整方針認定要領」等によつて定められている。これらの定めに基づく事務手続きでは、スケジュールの都合上、生産調整の円滑な推進が形骸化しやすいと危惧されるほか、スケジュールからみて矛盾した事務手続き内容が含まれている可能性がある。

- ・制度が年度初めに決定する場合、すでに営農準備が始まっている状況があるほか、産地交付金の設定を含む水田収益力強化ビジョンの承認を地方農政局等が認定するのは6月30日までとされており、該当年度の営農活動が始まっているから該当年度のビジョンが決定するという状況になっている。また、地方農政局等による水田収益力強化ビジョンの承認が期限である6月30日に間に合わず、7月1日以降となっている場合もある。
- ・「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(食糧法)第5条第1項の規定に基づく「米穀の生産調整に関する方針」について、様式ではビジョン(最新の「生産調整方針認定要領」(令和2年12月28日付け2政統第1692号)の様式では、「水田フル活用ビジョン」のままとなっているが、令和7年度時点では「水田収益力強化ビジョン」が該当すると考えられる)の内容を前提とした「米穀の生産調整に関する方針」の認定申請が行われる。一方、水田収益力強化ビジョンの承認を地方農政局等が認定するのは6月30日までとされていることから、スケジュールからみて不整合と考えられる余地がある。

(6) 農業再生協議会の事務量をめぐる論点

- ・「水田活用の直接支払交付金」の見直しによって、都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会が交付対象水田のみならず交付対象畠まで情報を管理して交付金の交付かかる事務を担当する場合、畠の面積情報を管理することを含め、膨大な事務量となる。
- ・限られた財源で効果的な制度とするためにも、捨てづくりが発生しない仕組みは重要である。この際、捨てづくりの防止等について、農業再生協議会の確認

事務に膨大な労力・時間・費用を要している実態を考慮した仕組みや手法が重要である。

- ・農林水産省「水田政策の見直しの方向性について（概要）」（令和7年1月31日発表）並びに食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）に示された水田政策の見直しの方向性では、中山間地域等直接支払制度、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）等の兼ね合いや、既存政策の再編について言及されている。既存政策の再編の内容次第では、農業再生協議会の事務量が膨大となり、農業再生協議会がもつ既存のデータや能力、人材だけでは対応できない可能性がある。農業再生協議会の執行体制や、構成員による協議会へのより積極的な参画、農業委員会や土地改良区等との組織連携等の促進が課題になる。とくに、「地域農業経営基盤強化促進計画」（地域計画）は全農地で策定されているわけではないため、令和9年度の政策見直しによって、政策上、水田政策と「地域農業経営基盤強化促進計画」（地域計画）がどのように連関していくのか予想できない。

（7）農業再生協議会の活動にかかる財源をめぐる論点

- ・現行政策において農業再生協議会は、交付金について実際の金銭を扱わないという特徴がある。また、農業再生協議会の活動は、本来国が行うべき行政事務が委任されている点や、国の機関の指揮監督の影響を強く受ける点、議会が事務処理に関する議決権を持たないなどの点において、平成12年度に廃止された機関委任事務に類似した性格をもつものの、官民を含む構成員による任意団体であるという特徴がある。
- ・国の事務を地方自治体が行う場合、地方交付税措置が講じられる。一方、農業

再生協議会は、官民を含む構成員による任意団体であるため、地方交付税措置が講じられていない。また、経営所得安定対策等は、「特別交付税に関する省令」（昭和 51 年自治省令第 35 号）の対象にもなっておらず、同省令の対象である中山間地域等直接支払制度のように特別交付税が講じられているわけでもない。経営所得安定対策等推進事業費補助金は講じられているものの、実態としては農業再生協議会に期待された多様な活動内容に対して補助金額は不十分である。さらに、農業再生協議会は国から各種調査依頼を受けるほか、他事業について「協議会等」と示された事務対応について引き受ける場合が多い実態がある。農業再生協議会は、国にとって地方交付税の交付や、追加の推進事業費補助金を交付することなく、多様な業務を依頼可能な対象となっている状況がある。こうした実態を踏まえて、活動にかかる財源負担の在り方について検討すべき余地がある。

- ・「水田活用の直接支払交付金」は、国から農業者に直接交付されるため、その交付金は都道府県会計、市町村会計を経由せず、スムーズな交付が可能であり、都道府県や市町村の予算措置が不要であるという利点がある。一方、「水田活用の直接支払交付金」は、規模が多額であるにもかかわらず、議会を通さないため、「空飛ぶ補助金」と呼ばれることがある。多額である「水田活用の直接支払交付金」について、地方行政として点検が必要ではないか、議会を通さないことはいかがなことか、といった旨の意見が議会で出された事象がある。
- ・「水田活用の直接支払交付金」は、規模が多額であるにもかかわらず、議会の議決を要しないため、「水田活用の直接支払交付金」が議会で議題になる機会がなく、都道府県知事、市町村長などが制度を認識する機会が少ないと特徴がある。「水田活用の直接支払交付金」については、議員が農家経由で情報を入手し、地方自治体に問い合わせる事象もある。

- ・予算規模が大きい「水田活用の直接支払交付金」は議会を通さない一方で、中山間地域等直払支払制度は、国が2分の1、都道府県が2分の1、市町村が4分の1の割合で負担しているため、議会で予算の議決を経る必要があるとともに、議会等において議論の機会や関心の高まりの醸成につながっている。制度上、仕方ないことではあるが、「水田活用の直接支払交付金」が他の事業と比較して多額であり、地域営農の制度的環境に多大な影響を与えるにもかかわらず、各都道府県や各市町村において点検等のプロセスを経ないことや、議会等での関心事項になりにくい状況が、真にあるべき水田政策の在り方であるか、検討する余地があると思われる。

（8）農業再生協議会の法的位置づけをめぐる論点

- ・平成30年度の米政策見直しにおいて、国は農業再生協議会を中心とする産地単位の「需要に応じた米生産」の取組を推奨し、用意する取組のツールとして「水田活用の直接支払交付金」が示された。しかし、その後の制度変更では、農業再生協議会の取組に対する影響について考慮が不十分と思われるものもあり、結果的に、地域単位の取組を阻害するものもあった。具体的には、令和元年産では、これまで生産数量目標の外数として取り扱うこととされていた備蓄米について、生産者の特定まで必須ではなくなったために、生産者ごとに生産目標を設定する取組を実施している都道府県、地域では、「生産の目安」の達成状況の把握が不明瞭になった。令和4年の「5年水張りの要件」（水稻以外の作物転換に対するインセンティブが弱体化）。令和5年の畠地化促進事業（水田収益力強化ビジョン&産地交付金の取組と競合）。令和6年の飼料用米（一般品種）の交付金単価引下げ（水稻における転換に対するインセンティブが弱体化）。令和7年は、令和9年の政策見直しの発表。令和8年産は、作

況指數（平年収量）廃止と、基本指針における生産量見通しの弾力的運用（期中に修正する可能性もある）によって、産地ごとの「生産の目安」等の算出が困難化する可能性がある。

- ・農業再生協議会は、協議会方式のため重要な判断や決定に係る責任の所在が不明瞭となりやすい。さらに、「行政手続法」「行政不服審査法」など一般的な行政のルールも適用されず、公正性、透明性などが担保されていない。
- ・「水田活用の直接支払交付金」は、制度上、「国」と「農業者」の補助金交付手続であり、要件設定や確認事務に関しては国が責任を持って対応すべきではないか。
- ・多様な関係者で組織する「農業再生協議会」だが、実態として、主に担当しているのは少数の水田政策担当者である。このため、農業団体、農業委員会、都道府県、市町村等における水田政策以外の農業政策に詳しい担当者の知見が、農業再生協議会の運営に有效地に活用しきれていない可能性がある
- ・農業再生協議会の主な構成員である「認定方針作成者」は米の集荷業者としては競争相手同士であり、企業秘密は明かされない。このため、農業再生協議会において、形式的な合意形成は可能あっても、企業利益を超えた「全体最適」を協議することは困難であると考えられる。
- ・平成 14 年米政策改革大綱、平成 16 年食糧法改正以降も、政権交代等によつてコメをめぐる制度や政策、農地や担い手に関する制度や政策は目まぐるしく変遷してきた。しかし、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（食糧法）は見直されず、実際に行われている制度や政策と乖離しながらも、現在

まで存在している。「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(食糧法)上の生産調整は、政府は生産者の自主的な努力を支援することを旨とし、政府が策定する需給見通しを踏まえ、生産出荷団体等(生産調整方針の認定)が行うこととされている。他方、平成30年産以降の米政策見直し以降、法的位置づけや役割が不明瞭な状態まま、農業再生協議会が米の生産調整の推進主体とされてきた現状があると考えられる。

- ・産地交付金は、地域で作成する水田収益力強化ビジョンに基づく、地域の特色ある魅力的な產品の産地づくりに向けた取組への支援を趣旨とし、都道府県や地域に一定の裁量を認めることで活用されてきた。しかし、耕畜連携助成と二毛作助成の産地交付金化による実質的な交付金額の削減や、国の設定部分の増加によって裁量度合いが低下してきた。また、産地交付金の要件設定に対する指導が強化されてきた傾向があり、要件設定の煩雑さ、P D C Aサイクルによる要件更新を通じた「評価疲れ」、「設定疲れ」など、産地交付金の設定をめぐる負担が増加してきた。
- ・「水田活用の直接支払交付金」の趣旨は「国土が狭く、農地面積も限られている我が国において、国民の主食である米の安定供給のほか、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るために、持続性に優れた生産装置である水田を最大限に有効活用することが重要です。このため、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進めるとともに、地域で作成する水田収益力強化ビジョンに基づく、地域の特色ある魅力的な產品の産地づくりに向けた取組への支援を行います。」と経営所得安定対策等実施要綱に明記されてきた。この際、生産調整との関係性は明記されておらず、「水田活用の直接支払交付金」の趣旨と、生産調整とは形式上、直接的な結びつきをもたずに講じられてきた。過去の経営所得安定対策実施要綱(平成25年5月16日付け25経営第

360号)では、「水田活用の直接支払交付金(中略)の対象農業者については、これらの交付金の交付に係る対象農産物の生産に限り、生産数量目標に従う要件は課さないこととします。」と示されたこともあった。一方、水田農業施策に関する全国会議や都道府県別の意見交換等(キャラバン等)において、農林水産省農産局企画課水田農業対策室長等によって、主食用米の「生産の目安」の設定状況や達成状況が、国から都道府県に対する産地交付金の配分額の増加・維持・減少に直接影響することを示唆していると認識しうる発言がなされた場合があった。国による都道府県に対する産地交付金の配分額の決定や、産地交付金の交付要件に対する確認・承認等は、生産調整の推進等について、国が産地や農業再生協議会をコントロールするためのツールとなっているような状況がある。

- ・現行の「水田活用の直接支払交付金」の単価設定について、産地交付金のうち国が単価を決定しない部分について、決定主体が自治体のみであると誤解されやすい状況がある。経営所得安定対策等実施要綱V第2「関係機関の役割」では、「産地交付金の要件設定」は都道府県と地域農業再生協議会の役割であると明記されており、自治体のみならず地域農業再生協議会も含まれる。このため、たとえば、現行の「水田活用の直接支払交付金」の単価設定の主体について、国が単価を決める部分と、自治体が単価を決める部分とで構成されているといった誤った認識に基づいて現状把握を行うことや、誤った認識に基づいて得られた情報を用いて今後の水田政策を検討することは避けるべきであると考えられる。

3. 根本的な政策見直しを進めるプロセスの在り方の検討について

- ・「水田政策の根本的見直しをめぐる論点」や「令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めないことをめぐる論点」等を踏まえて、大きな制度変更となる令和9年度の政策変更に際しては、広く国民の理解を得るために、政策見直しの背景や議論の経過を明示するよう要望する。また、根本的な政策変更の実施に際しては、経過措置や十分な移行期間を設けるよう要望する。
- ・現行制度は、予算措置と通知、通達で行われる制度であり、頻繁に改正される。こうした制度設計では、令和9年度の政策見直しについて、「5年水張りの要件」並み、あるいはそれ以上の混乱が再び発生する可能性がある。「5年水張りの要件」と同様の事態を発生させないための方策の検討・実施を要望する。
- ・水田政策の根本的見直しについて、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（食糧法）の改正等を伴わずに実施する場合には、同法の改正等を伴わずに水田政策の根本的見直しが可能であると判断した理由について、国の見解を明確に示すことが現場の混乱を抑制する上で有効である。一方、水田政策の根本的見直しについて、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（食糧法）の改正等を伴う場合には、米穀の生産調整方針や生産数量目標等、米穀の生産調整について、新たな政策内容と明確に整合する条文等となるよう改正することが、現場の混乱を抑制する上で有効である。

4. 水田・畑にかかる支援の在り方の検討について

- ・農業再生協議会の事務処理の観点から、水田・畑にかかる支援の実現可能性について不安がある。現在の「水田活用の直接支払交付金」の交付にあたっては、制度誕生以前からある耕作情報を交付金制度に使用しているだけという特徴があり、それらの耕作情報の起源や対策間の接合は必ずしもすべての地域で明らかではない。現行制度においても、農業再生協議会には幅広い耕作情報を独自に収集するという仕組みや法的根拠がない。このため、水田・畑にかかる支援の実現にあたって、農業再生協議会が主体的にかかる制度とする場合には、農業再生協議会が農地情報を独自に収集しうる仕組みの構築やその明確な根拠が必要となることについて十分配慮されることを期待する。
- ・農業共済制度における当然加入制の廃止や、農業者の主体的な判断による主食用米生産が行われているなか、農地の実態把握や、耕作情報収集にかかる農業者への報告の動機づけを行うことが困難になっている。とくに、農業再生協議会として、「畑作物の直接支払交付金」を除き基本的に畑に関する耕作情報を保有していない。中山間地域等直接支払制度等による畑に関する情報との接合などが期待されるが、実態として、全ての田畑の情報が容易に接合できる状況にはない。さらに、全ての田畑について交付金制度に沿う形で情報を一元的に管理するのは、短い準備期間では困難である。政策見直しにあたっては、こうした実態が十分考慮されることを要望する。
- ・水田・畑にかかる支援の具体的な内容によっては、農地別の収益性のバランスが変化することで、田畑の地目上の面積や現況上の面積が大きく変動することも予想され、現地確認、台帳の整理等について課題が生じる可能性がある。こうした事態を想定した対策についても検討することを期待する。

・水田・畠にかかわらない支援が、面積に応じた交付金として実施された場合、交付対象水田に限定して支援していた「水田活用の直接支払交付金」よりも、地域の農地において交付金が分散することになる。このことが、これまで育成されてきた担い手の経営に多大な影響を与えないよう考慮することを期待する。

5. 制度設計におけるスケジュールの在り方の検討について

- ・「水田活用の直接支払交付金」に関する現在の事務手続きのスケジュールは、生産調整の円滑な推進が形骸化しやすいと危惧されるほか、スケジュールからみて矛盾した事務手続き内容が含まれている可能性がある。一方、国の予算決定のスケジュールからみて、致し方ない部分もあると推察される。
- ・実際の営農活動は年度を区切りに始まるわけではなく、コメの生育スケジュール、施肥材の発注、前作・後作の関係、実需者との事前契約等により、遅くとも前年度までには営農計画を立てている。また、主食用米の生産調整の円滑な推進に当たっては、10月または11月の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」に示される米穀の需給の見通し等の情報がとくに重要な役割を担っており、多くの都道府県、地域において、この情報を踏まえて前年末までに翌年産の「生産の目安」を決定している実態がある。「水田活用の直接支払交付金」に関する事務手続きや交付金額に関する情報提供や交付、また、水田収益力強化ビジョンの承認時期等について、米穀年度や「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を定める時期に整合したスケジュールへの改善、または、米穀年度や「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を定める時期を十分考慮した制度設計とし、事務手続き等のスケジュールの検討・見直しを通じて、制度が形骸化、矛盾する可能性が明確に排除されるよう期待する。
- ・主食用米の生産調整の円滑な推進については、10月または11月の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」に示される米穀の需給の見通し等を踏まえて、毎年決定する状況が前提となっている都道府県、地域が多い。一方、水田や農地の利活用にあたっては、単年度ではなく複数年度を見据えた推進が求められる。たとえば、農林水産省「水田政策の見直しの方向性について（概

要)」(令和7年1月31日発表)並びに食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日閣議決定)に示された水田政策の見直しの方向性で言及がある、中山間地域等直接支払制度は5年単位で実施されてきた。現状では、水田収益力強化ビジョンによって、主食用米の生産調整と、水田や農地の利活用を毎年決定しているが、単年度で検討すべき事項と、複数年度を見据えて検討すべき事項を切り分けて検討・推進できる制度設計が望ましい。「水田活用の直接支払交付金」の見直しや見直しに伴う既存施策の再編を実施する際には、単年度で推進すべき事項と、複数年度を見据えて推進すべき事項の区分について十分配慮して検討・見直しを行うことが有効と考えられる。

6. 農業再生協議会の情報管理体制の在り方の検討について

- ・水田台帳の実態調査等を踏まえて、令和9年度からの新たな制度が全ての農業再生協議会で過不足なく運営できるよう、農業再生協議会における情報管理体制に関して、国がより関与するよう要望する。
- ・水田政策は制度が頻繁に変更されるため、台帳管理システムが事務スケジュールと合わないことが多い。また、制度変更の内容や予定について、他省庁による施策とは異なり、農林水産省から台帳管理システムを開発する企業への連絡が十分に行われていない状況がある。このため、台帳管理システム上で入力する項目はあるが、台帳管理システムの開発企業に問い合わせても、何を入力するかわからない事象があった。また、農業再生協議会と台帳管理システムの開発企業との連絡を通じてシステムが更新、改善される事象もある。以上は、台帳管理システムが備えるべき標準的な機能や帳票について規定する標準的仕様が明らかでないことや、農林水産省と台帳管理システムを開発する企業との間で、制度変更の内容や予定について、連絡・説明・情報共有が円滑でないため生じた事象と考えられる。より効率的な制度運用には、農林水産省における台帳管理システムの標準仕様書の作成や、農林水産省と台帳管理システムを開発する企業との連絡・説明・情報共有の円滑化が有効であると考えられる。
- ・営農計画書は前年度情報を記入した状態で農業者に配布し、変更箇所を記入してもらう方法が広く行われていると思われる。このため、たとえば、営農計画書に畠の情報を記入することになれば、関連する事務作業が膨大となる。このほか、変更内容によって、新たな政策の初年度（令和9年度）の営農計画書の作成に時間がかかる可能性があることを十分考慮した政策見直しの進め方が

重要である。政策見直しに関連して、令和9年度から當農計画書の基準様式が変更されるか否か、早期に方向性が示されることや、制度変更に対応した情報管理体制の確立に向けた支援を期待する。

- ・農地の情報管理の実態は、農林水産省が令和5年度に実施した「水田の畠地化に対応した新たな水田管理に係る調査委託事業調査結果報告書」にも示されたところである。この報告書の結果等から確認可能な実態を十分反映した制度設計が検討されることを要望する。

7. 農業再生協議会の事務量と活動財源の在り方の検討について

- ・令和9年度以降も農業再生協議会の位置づけが変わらない場合、将来にわたって安定運営できる水田政策を実現するためには、農業再生協議会の事務量と活動財源について十分考慮することが重要である。制度説明や現地確認等にかかる負担を地域農業再生協議会の人手に頼るばかりでなく、国や都道府県、農業者団体等がより関与することが有効と考えられる。なお、制度説明や現地確認等にかかる負担をめぐっては、負担を負うべき主体が法制度上明確に位置付けられていないことが課題であると考えられる。
- ・新制度では「農業者が捨てづくりを選択しない」仕組みづくりの検討が期待される。この際、将来にわたって安定運営できる水田政策を実現するには、確認にかかる事務負担が多大であることを考慮した仕組みが有効と考えられる。
- ・現行制度は、農業者の申請行為、実績報告について書類1枚の提出で済むため、他の制度と比較して格段に簡便である。この点については、農業再生協議会の事務量の観点からは継続すべきと考えられる。

8. 農業再生協議会の法的位置づけと活動の公正性・透明性の担保の在り方の検討について

- ・従来、農業再生協議会は任意団体としての性格をもち、国が農業再生協議会に期待する役割は不明確な部分があった。令和9年度からの新たな水田政策においては、国が農業再生協議会に期待する役割を明確に示すよう要望する。とくに、「水田活用の直接支払交付金」の見直しについて、地目にかかわらない支援を行う場合、交付対象水田以外の田、畠等も支援対象となり、支援対象が拡大されるものと予想される。その際、支援対象の拡大と併せて、令和9年度からの新政策において国が農業再生協議会に期待する役割が明確に示されなければ、現場に新たな混乱が生じたり、地域や農業再生協議会の担当者ごとの政策に対する認識の差異とこれに伴う推進活動の差異によって混乱が増幅したりすることが危惧される。政策見直しを行う際は、こうした予見される危惧とその対策について十分考慮されることを期待する。
- ・平成30年産以降の米政策見直しや、政府備蓄米を放出する事態となった「令和の米騒動」を踏まえ、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(食糧法)の改正を要望する。その際、引き続き農業再生協議会を生産調整や作物振興の推進主体として存続させるならば、農業再生協議会の位置づけや役割を法律において明確化するよう要望する。
- ・「水田活用の直接支払交付金」の趣旨は転作補助を目的としたものではないものの、実態として従来の政策枠組みは、自主的な生産調整の手段としての推進が中心となっていた。新政策の実施にあたっては、生産調整の推進と令和9年度からの新政策との関係性、連動性について明確に現場に説明できる状況となるよう、各種の論点整理や、国としての統一見解の公表等を要望する。

- ・産地交付金は、その使途について都道府県や地域ごとの裁量が認められており、地域の実情に応じて、地域の特色ある魅力的な产品的な産地づくりに向けた取組への支援が行えるため利点のある制度である。しかし、現状では、裁量の度合いが年々低下するとともに、産地交付金の配分が生産調整等に直接的に関連付けて制度推進されていると認められる指導実態もある。産地交付金について、その裁量性が現行制度の水準にまで低いものであるならば、産地交付金は廃止してもよいと考えられる。都道府県や地域ごとの裁量を認めるのであれば徹底して認め、都道府県や地域ごとの裁量を認めないのであれば廃止する等、分かりやすく透明性のある制度設計を強く要望する。
- ・「作物ごとの生産性向上等の要件」については、地域裁量の名のもとに曖昧で不十分な要件設定とはせずに、実際に事務を行う農業再生協議会における周知・取組実施・確認作業の各段階において十分運用可能な具体的な要件設定とすることを期待する。仮に、地域裁量のある要件設定を設ける場合、その要件設定を農業再生協議会に委任する場合には、国の考え方や参考基準を同時に示されることを期待する。たとえば、「斟酌すべき基準」、「標準」、「従うべき基準」等を国が設定する方法等も検討されるべきである。
- ・都道府県農業再生協議会および地域農業再生協議会において、農政局はオブザーバーとして参加し、必要な助言及び指導を行うことが、経営所得安定対策等推進事業実施要綱に示されてきた。しかしながら実態として、産地交付金の要件設定の諸否を含めて、水田活用の直接支払交付金における水田収益力強化ビジョンの承認等をとおして、農政局はオブザーバーの立場を越えて、主体的に農業再生協議会に働きかけを行っていると指摘しうる状況もある。令和9年度からの新政策において国が農業再生協議会に期待する役割がある場合に

は、農業再生協議会と農政局との関係性について、より実態に即した表現で明確に示されることを要望する。

- ・「水田活用の直接支払交付金」は、市町村会計を経由せず、国から農業者に直接交付されるため、スムーズな交付金支払が可能であるほか、市町村の予算措置が不要であることは評価すべき点であり、「水田活用の直接支払交付金」の見直し以降も、同様の枠組みでの交付の継続を期待する。
- ・現行の「水田活用の直接支払交付金」に相当する水田政策は、日本型直接支払交付金制度（中山間地域等直接支払交付金実施要領第8「第三者機関の設置」（国は、（中略）交付金の交付状況の点検及び効果の評価、特認地域及び特認基準についての調整等を行う中立的な第三者機関を設置する）、環境保全型農業直接支払交付金実施要綱第6「実施体制」（「国は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう都道府県に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する）、多面的機能支払交付金実施要綱第3「実施体制」（国は、（中略）本交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、交付状況の点検及び効果の評価を行い、施策に反映するため、第三者機関を設置することとする））のように、政策評価や事後点検などの議論を行う中立的な第三者機関を設置し、議論の経過をホームページ等で公開し政策決定の透明性を高めるよう要望する。
- ・農業再生協議会が「水田活用の直接支払交付金」制度で巨額の金額を扱うにもかかわらず、制度が難解であるため、新年度に異動してきた担当者にとって理解に多大な時間を要する状況がある。こうした中、従来、「水田活用の直接支払交付金」の会計検査院による会計検査では、農業再生協議会も対象となってきた。推進活動等について、不足や誤りがあれば、会計検査の指摘事項になり、

交付金返還の可能性もあるため、農業再生協議会の事務員の精神的負担が大きい。たとえば、畦畔や水路の確認等をはじめ、「水田活用の直接支払交付金」にかかる要件の確認方法等について、国が必ずしも全て統一見解を示しているわけではないため、農業再生協議会ごとに要件の確認方法を設定する必要があるが、その確認方法が不十分であれば会計検査の指摘対象となる。「水田活用の直接支払交付金」は行政手続上、その交付の性質は、国と農業者との間で行われる行政処分であり、要件設定や確認事務に関しては国が責任をもって対応することも検討すべきである。また、会計検査院による会計検査は、農業再生協議会ではなく、水田活用の直接支払交付金における水田収益力強化ビジョンの承認等を行う農政局を主たる受検対象とすることを要望する。

- ・上記の要望の背景を補足すると、「水田活用の直接支払交付金」の会計検査については、名目上は農政局が受検対象となっているが、実際には、農業再生協議会は前面に立って対応している実態がある。会計検査の際、農政局は立ち会うものの、横で話を聞いているのみという実態もみられ、農業再生協議会が矢面に立たされている状況がある。これは、他の部署や政策について会計検査を受ける場合と比較すると、大きく異なる状況である。たとえば、市町村が補助事業者の場合は、市町村が会計検査の対象となる。一方、「水田活用の直接支払交付金」の交付申請を受理し、申請内容を踏まえて交付決定を行い、交付金を交付審査するのは、農政局等である。この点について、都道府県協議会や地域協議会が審査、算定、交付を行うものであると、農政局等が誤解している可能性があるのではないか。農政局等の当事者意識に課題があると考えられるほか、農業再生協議会としても唯々諾々として業務を引き受けてきた面があった可能性が考えられ、この点について検証、見直しが必要である。
- ・令和7年度からは、営農計画書を農政局等に提出しないことになった。補助金

申請に係る書類の提出が不要であること自体の問題に加えて、農政局等が申請内容の審査責任を放棄するような手続きは見直すべきである。現在、農業再生協議会にまで立ち入らなければ詳細が不明な制度運用となっているが、本来、「水田活用の直接支払交付金」は、国と農業者との関係性であるから、農政局は普段から状況を把握している状態を確保する必要があるのではないか。地方農政局等・地域拠点等の人員削減による負担のしわ寄せが農業再生協議会の事務負担につながらないよう配慮を求めるとともに、令和9年度の政策に直しに当たっては、地方農政局等・地域拠点等の人員拡充等により、審査、算定、交付を行う地方農政局等・地域拠点等の機能の強化を要望する。

〈参考1〉 農業再生協議会に関する研究会について

・研究会について

「農業再生協議会に関する研究会」は、さまざまな立場と多様な意見をもつ実務者、有識者、業界関係者により、農業再生協議会に関連する各種の実態の情報共有や、農業再生協議会のあり方について議論する場である。

・事務局

一般財団法人農政調査委員会

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番29号日本農業研究会館4階

(担当：小川 ogawa.m@apcagri.or.jp)

〈参考2〉 研究会「令和9年度以降の政策に向けて」開催実績

第1回（第10回）

令和7年4月30日（水）20:00-21:00 オンライン開催（Zoom）

第2回（第11回）

令和7年5月28日（水）20:00-21:00 オンライン開催（Zoom）

第3回（第12回）

令和7年6月25日（水）20:00-21:00 オンライン開催（Zoom）

第4回（第13回）

令和7年7月30日（水）15:00-21:00 オンライン開催（Zoom、YouTube）

※令和7年7月30日食糧部会の結果を踏まえた意見交換として開催

第5回（第14回）

令和7年8月27日（水）20:00-21:00 オンライン開催（Zoom）

第6回（第15回）

令和7年9月24日（水）20:00-21:00 オンライン開催（Zoom）

第7回（第16回）

令和7年10月29日（水）20:00-21:00 オンライン開催（Zoom）

第8回（第17回）

令和7年11月26日（水）20:00-21:00 オンライン開催（Zoom）

※括弧内は、研究会の通算回数。

〈参考3〉 第1回から第9回までの開催実績

第1回 令和5年8月22日 オンライン開催

「農業再生協議会に関する研究会の説明」

(一般財団法人農政調査委員会専門調査員 小川真如)、ほか

第2回 令和5年9月13日 オンライン開催

「農業再生協議会の現状について」

(一般財団法人農政調査委員会専門調査員 小川真如)、ほか

第3回 令和5年11月30日 オンライン開催

「農業再生協議会に関する研究会について」

(一般財団法人農政調査委員会専門調査員 小川真如)、ほか

第4回 令和6年1月11日 オンライン開催

「農業再生協議会の現状と課題について」

(山口県地域農業戦略推進協議会事務局 田村尚志)、ほか

第5回 令和6年2月8日 オンライン開催

「農業再生協議会をめぐる課題と解決策：全国アンケート調査結果の共有と

解決策の提案・検討を目的として」

(一般財団法人農政調査委員会専門調査員 小川真如)、ほか

第6回 令和6年2月14日 オンライン開催

「転作助成と水田農業との関係についての研究プログラムの紹介—水田利用と農地移動に注目して—」

(茨城大学農学部准教授 西川邦夫)、ほか

第7回 令和6年5月28日 オンライン開催

「地域計画、市町村は何をすべきか」

(東京農業大学教授 堀部篤)、ほか

第8回 令和6年7月8日 オンライン開催

農業再生協議会に関する意見交換、ほか

第9回 令和6年12月13日 ハイブリッド開催（日本農業研究所大會議室、オンライン）、「第16回米産業懇話会」「第5回米先物取引に関する情報交換会」と合同開催

「水田の畠地化に対応した新たな水田管理に係る調査結果について」

(農林水産省水田農業対策室 千場裕太)

「2024年産米の作付状況と収量見通し」

(農林水産省水田農業対策室 湊淳)

ほか